

湖北広域行政事務センター訓令第4号

湖北広域行政事務センター職員互助会会則（昭和44年湖北広域行政事務センター）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

湖北広域行政事務センター 管理者 松居 雅人

湖北広域行政事務センター職員互助会会則の一部を改正する訓令

湖北広域行政事務センター職員互助会会則の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「7」を「6」に改める。

第9条第2項中「構成員」を「会員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項に定めるほか、会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。なお、前項の規定の適用については、その職員は出席したものとみなす。

第20条中「毎月」の次に「給料の」を加え、同条に次の2項を加える。

2 会費は、毎月の初日における当該会員の本俸を標準として算定する。

3 欠勤、休職その他の理由により、会員の給料の一部が支給されない場合においても、前項の規定する会費の算定の基準となるべき給料は、これを減額しないで算定する。ただし、給料の全部の支給を受けない月は、この限りでない。

附 則

この会則は、令和7年4月1日から施行する。